令和８年 11 月香川県広域水道企業団議会定例会

香川県広域水道企業団資金不足比率報告書

香 川 県 広 域 水 道 企 業 団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

１　資金不足比率

（単位：％）

会　　計　　名	資金不足比率
香川県広域水道企業団水道事業会計	－
香川県広域水道企業団工業用水道事業会計	－

※　資金不足額がないため「－」を記載

※　経営健全化基準は20.0％

２　監査委員の意見

別添「令和７年度決算に基づく資金不足比率審査意見書」のとおり